インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議の開催について

令和８年９月 25 日
内閣総理大臣決裁
令和８年 10 月 30 日
一　部　改　正

１．趣旨

　複雑で厳しい国際環境において、国民の安全及び国益を確保するべく、我が国のインテリジェンス機能の強化のために必要な施策について検討を行うため、高い識見を有する人々の参集を求めて、インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

２．構成

（１）有識者会議は、別紙に掲げる者により構成し、内閣総理大臣の下に開催する。
（２）有識者会議に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
（３）座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

３．庶務

　有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。

４．その他

　前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附　則

１．この規程は、令和８年９月 28 日から実施する。

２．内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年６月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第４項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。

３．今後、有識者会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催に係る規程は、同日をもって、その効力を失う。

４．内閣官房は、附則第２項の期限までに、有識者会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の有識者会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

（別紙）

インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議　構成員

（五十音順、敬称略）

市原　麻衣子	一橋大学大学院法学研究科　教授
江崎　道朗	麗澤大学　特任教授
大澤　淳	公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所　上席研究員
加茂　具樹	慶應義塾大学総合政策学部　教授
小池　英夫	立命館大学　客員教授
佐久間　佳枝	ランパスリーガル法律事務所　弁護士
佐橋　亮	東京大学東洋文化研究所　教授
宍戸　常寿	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
高荷　英巳	株式会社三井物産戦略研究所　代表取締役社長
土屋　大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科　教授
野口　貴公美	一橋大学大学院法学研究科　教授
馬場　重郎	三菱商事株式会社　代表取締役　常務執行役員
日置　巴美	長島・大野・常松法律事務所　パートナー弁護士
廣瀬　陽子	慶應義塾大学総合政策学部　教授
松原　実穂子	NTT 株式会社　チーフ・サイバーセキュリティ・ストラテジスト
山口　寿一	株式会社読売新聞グループ本社　代表取締役社長
渡部　俊也	東京大学　名誉教授